

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善につきましては、平成 29 年度の臨時改定における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまでに数次にわたる取組が行われてきましたが、「新しい経済政策パッケージ（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）」において「介護人材確保のための取組をより一層進めるため、経験技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める。」とされ、令和元年 10 月の消費税引き上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。このことを受けて、令和元年度の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設されたところです。

【介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
 - ・ 職場環境要件について、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること
 - ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組の見える化を行っていること
- ※詳細については、介護職員特定処遇改善加算（厚生労働省資料）をご確認ください。

当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み(賃金以外)について、以下のとおり公表いたします。

【介護職員等特定処遇改善加算取得状況】

特別養護老人ホームまきの里	介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ
特別養護老人ホームまきの里短期入所	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

職場環境等要件

【資質の向上】

- ・ 資格取得制度を導入し、受講料や研修費等の補助、勤務シフトの考慮等を行うことにより、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
- ・ 施設内研修会を月2回開催し、職員の介護技術等の向上を図っている。
- ・ 人事考課制度を導入し、職員がやりがいを感じ、離職率の低下を図っている。

【労働環境・処遇の改善】

- ・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度を導入している。
- ・ 有給休暇取得推進を積極的に行っている。
- ・ 専用のアプリケーションを活用し、情報共有、記録の電子化により業務の効率化を図っ

ている。

- ・職員の育児・介護休業、子の看護休暇等制度の導入を行っている。
- ・朝礼・ユニット会議を実施し情報共有を図っている。
- ・リスクマネジメント委員会等の実施や各種マニュアルの作成、ヒヤリハット事故報告書の活用によるインシデント分析を行っている。
- ・屋内全面禁煙とし、屋外分煙スペースの設置と年次健康診断を実施している。

【その他】

- ・非正規職員から正規職員への転換を奨励している。
- ・積極的に職員を採用し、業務負担の軽減を図っている。